

第2回下野市消費生活検討委員会 会議録

日 時	平成27年10月9日（金） 午前10時00分～午前11時50分
場 所	下野市保健福祉センター ゆうゆう館 会議室
出席委員	白石智則委員長、片根稔委員、青柳庄一委員、佐藤一義委員、津野田久江委員、河又敏子委員、生井真澄委員、石川美佐子委員、大沼ヨシ子委員、保沢明委員（代理 間板 崇）、坂本順子委員、福田一也委員（代理 小川幸男）
欠席委員	隅谷サヨ子委員、本多絵美委員、橋本幸昌委員
事務局	渡辺房男市民生活部長、篠崎安史安全安心課長、松本泰子主幹、木村みどり副主幹
傍聴者	－

○次第

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 議事
 - (1) 第1回委員会会議録の確認について
 - (2) 第二次下野市消費生活基本計画（素案）について
 - (3) その他
- 4 閉会

○開会

（事務局） ただいまより第2回下野市消費生活検討委員会を開会する。

○委員長あいさつ

（事務局） ここで委員長からごあいさつをお願いしたい。

（白石委員長） いよいよ第2回目の委員会となり、これから皆様と計画の中身の議論をしていきたい。皆様の貴重な経験と知識をお寄せいただき、より良い計画にしていければと思うので、よろしくをお願いしたい。

（事務局） 市消費生活検討委員会条例第5条第1項の規定により、この後の議事進行を、白石委員長にお願いする。

（白石委員長） 最初に、会議成立、会議録署名人について確認させていただく。

本日の欠席委員は3名であり、委員定数15名のうち、過半数以上の委員が出席しているため、市消費生活検討委員会条例第5条第2項の規定により、会議は成立する。

本日の会議録署名人は、名簿順で、佐藤委員、津野田委員にお願いする。

(白石委員長) 議事に入る前に、事務局から配布資料の確認をお願いします。
(事務局) [配布資料の確認]

○議事

(1) 第1回委員会会議録の確認について

(白石委員長) 議題1について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 第1回委員会の会議録については、事前に配付し確認していただいたが、修正点はなかったため確定させていただく。

(白石委員長) それでは、次の議題に移る。

(2) 第二次下野市消費生活基本計画(素案)について

(白石委員長) 議題2については、分量が多いので、まずは第1章から説明をお願いします。

(事務局) [第1章「計画の基本的な考え方」について説明]

(白石委員長) 第二次下野市消費生活基本計画 第1章について、事務局から説明いただいた。策定にあたって、最近の動向を盛り込み、さらにこれまでの下野市の取り組みについて記載していただいた。計画の構成については大きく変わって、「2.(2) 環境保全の推進」「3.(3) 高齢者等への支援の強化」などが追加され、その他いくつか整理がなされたということである。

第1章について、委員の皆様からご質問やご意見をいただきたい。

(津野田委員) 全体の大枠をみただけでは、内容がわかりづらいと思うので、基本的施策の内容を検討した上で「重点項目」や「推進施策」の表題を見直した方が良いのではないか。

(白石委員長) 私もそう思う。施策の内容を見直していけば、項目・タイトルも当然変わってくると思う。そのあたりは後程また協議していくが、全体的な背景とか動向などは計画の顔の部分になるので、「こういったことも盛り込んだ方が良い」とか「こういう表現を使った方が良い」とか、第1章の第1節と第2節についてのご意見を伺うということでもよろしいか。第3節の計画の体系とか、具体的な中身についてはまた後程伺うということをお願いしたい。

「1.(1) 消費者を取り巻く環境」についてはネット関係の最近の事例を盛り込んであり、わかりやすく表現していただいている。細かい指摘になるが、「2.(1) 計画の位置づけ」2段落目の「本計画は…」で始まる場所については、「…として策定されました。」とあるが、計画の中の文章なので、「…として位置付けられます。」という表現の方が適切かと思う。特にご意見等が無ければ第2章へ移らせていただくが、よろしいか。

(白石委員長) 続いて第2章第1節及び第2節について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) [第2章「基本的施策」の第1節「消費者の自立支援」及び第2節「消費生活の安全・安心の確保」について説明]

- (白石委員長) 第2章第1節及び第2節について、事務局から説明いただいた。委員の皆様から、ご意見・ご質問をいただきたい。分量が多いので、まずは第1節「消費者の自立支援」からご意見を伺いたい。
- 以前の計画では、「消費者の自立支援」の施策内容については、「消費者力向上への導きとなる学習機会の提供」「消費者教育の普及推進」「消費生活知識の普及促進」ということで、ほとんど区別がつかないという状況だったが、このような形で整理していただいたのは、私としては賛成である。特に、「1. (1) ア 消費者教育の機会の充実」は、実際に消費者に対して直接消費者教育を行う場合、「1. (1)イ 消費生活に関する情報提供の推進」は、市側が一方的に情報提供する場合、ということできれいにまとめられていると思う。
- (福田委員 代理 : 小川氏) P6の「第2章 第1節 消費者の自立支援」の下から4行目、「計画的また継続的な」のところは「計画的であり継続的な」という意味合いだと思うが、そうすると「また」ではなく「かつ」の方が良いのかと思うがいかがか。
- (白石委員長) 私もその方が適切だと思うので、次の素案②でご訂正いただくということによろしいか。
- 他にご意見はないか。
- (津野田委員) 重点項目が「1. (1) 消費者教育の推進」ということなので、推進施策「ア 消費者教育の機会の充実」のところも、「充実」ではなく「推進」で合わせた方が良いのではないと思うがいかがか。もう一点は、「啓発」という言葉をどこかに入れられないかということ。というのは、啓発しないと出前講座をお願いするということもできないと思うので、「啓発」という言葉をどこかに入れた方が良いのではないと思うがいかがか。
- (白石委員長) まず1点目について、「ア 消費者教育の機会の充実」のところを、「充実」ではなく「推進」で合わせた方が良いのではないかということであるが、おそらく事務局側としては、「重点項目」と「推進施策」の言葉が被ってしまうということでこのような表現にしたのではないと思うが、いかがか。
- 2点目として、「啓発」という言葉を盛り込みたいということであるが、具体的にどこに盛り込んだら良いか。
- (津野田委員) 具体的な箇所までは考えていないが、出前講座だけでなく、講演会についてもやはり啓発が必要ではないかという気がしたので、どこかに「啓発」という言葉を入れられたら良いのではないと思う。
- (白石委員長) もし適切な箇所があればご指摘いただいて、今後検討していくということによろしいか。
- (津野田委員) 了解した。
- (白石委員長) その他に、また、具体的な文言の修正があれば考えていきたいと思うが、いかがか。
- P7の「ア 消費者教育の機会の充実」の2段落目のところで、「学齢期以降の若年層や高齢者等には」とあるが、中年層が入っていないので「一般市民」と表現を改めた方が良いと思う。また、取り組み内容のうち、一般市民を対

象とする「①消費生活出前講座の実施」のほか、「③小・中学校での消費者講座の充実（出前講座）」とあるが、表現があまりきれいではないので、改めた方が良いと思う。

それから、私からの提案であるが、P 9の「(2) 関係団体等との連携の推進」の「関係団体」は、ここでは「消費者団体」がメインになるので、「消費者団体」とはっきり書いた方がわかりやすく良いと思うが、いかがか。

よろしいか。

その他、表現だけでなく内容についてもご意見があれば伺いたい。

(津野田委員) P 1 2 「(2) 環境保全の推進」の2段落目に、「下野市環境基本計画」と出てくるが、「3 R運動」と同様に説明を付けた方がわかりやすく良いと思う。また、下部の「3 R運動」の説明部分に「※」が書かれているので、文章中の「3 R運動」の箇所にも「※」を入れた方が分かりやすいと思うがいかがか。

(白石委員長) そのように対応していただくということをお願いしたい。

他にご意見はあるか。

(片根委員) P 1 0 「(1) 身近な生活環境の安全・安心の確保」「ア 安全な商品等の確保」の中の、取り組み内容 ③④⑤の担当課等が「栃木県」となっているが、県の中でも生活衛生課が担当している。栃木県には11支部の食品衛生協会がある。下野市は県南健康福祉センターが管轄であり、生活衛生課の4名の職員と食品衛生協会の指導員とが共同で「③消費者に対する食品表示制度の普及啓発」「④食品表示に関する監視指導の実施と関係機関との連携」「⑤事業者等に対する食品衛生監視指導の実施」などを行っている。こうしたことから、担当課等に「栃木県生活衛生課」「県南健康センター」と記載した方が分かりやすいと思う。

(白石委員長) 栃木県の担当部署もきちんと明記した方が良い、ということによろしいか。

(片根委員) 何か問題が起こった時に、どこが担当しているのか、どこに連絡すればいいのか、ということがはっきりわかった方が良いと思う。

(白石委員長) 事務局から何か説明はあるか。

(事務局) 検討させていただく。

(白石委員長) 「栃木県」が担当課等となっているところがいくつかあるが、栃木県がメインでやるとしても、これは市の基本的施策であるので、市の担当課を書く必要はないのか。片根委員が言われたように、市民がどこへ連絡したら良いかわかるよう、詳しいことを書いた方が良いと思うが、事務局で検討して次回お話しさせていただくということによろしいか。

(事務局) 併せて検討させていただく。

(白石委員長) それでは、改めて最初から確認していくこととする。

まず「1 消費者の自立支援」のうち、重点項目「1. 消費者教育の推進」は「ア 消費者教育の機会の充実」「イ 消費生活に関する情報提供の推進」の二つの推進施策から成り立っており、「ア」は主に講座のことが書かれている。ここについて、何かご意見はあるか。

それでは私から質問があるが、事務局でわかればご説明いただきたい。小・中学校での消費者教育の内容が③～⑤の3つの取り組みに分かれていて、「③小・中学校での消費者教育講座の充実」は消費生活出前講座の小・中学生版と理解できるが、「④小・中学校における情報教育の充実」と「⑤小・中学校における各教科等での計画的な消費者教育の実施」の2つの違いがよくわからないのでご説明願いたい。

(坂本委員) 「④小・中学校における情報教育の充実」については、情報モラル等を含めた授業を実施したり、学校教育課において作成したリーフレットを配布したりといった内容であり、「⑤小・中学校における各教科等での計画的な消費者教育の実施」については、各教科において、例えば6年生の家庭科の授業の中で買い物をしたり、リサイクルについて学習したりといった、学校の授業の中で計画的に位置付けられた内容のことである。情報教育も学活の中で行ったりと教科の一部と考えられるかもしれないが、学校の現状として、ネット関係のトラブルは低年齢化しており、情報教育については強調して出していく必要があると考えている。

(白石委員長) 了解した。その他はいかがか。
続いて「イ 消費生活に関する情報提供の推進」のところで、何かご意見はあるか。

表現の問題なのかもしれないが、取り組み内容の中で、①は「情報の提供」、⑤は「情報提供の推進」となっていて表現が2種類あるが、何か使い分けに意図があるのか。特に意図がなければ揃えていただいた方が良いと思う。

基本方針「2. 消費生活の安全・安心の確保」のうち、重点項目「(1)身近な生活環境の安全・安心の確保」については、推進施策「ア」が一般の商品で「イ」が建物ということで分けられているが、いかがか。

特にご意見は無いか。よろしいか。

それでは、今回新たに盛り込まれたP12の「(2)環境保全の推進」についてご意見はいかがか。先程、「下野市環境基本計画」について、参考として説明を入れて欲しいというご意見があったが、その他にいかがか。

意見が無ければ、次に進めさせていただく。

(白石委員長) それでは、第2章第3節及び第3章について、事務局から説明をお願いする
(事務局) [第2章「基本的施策」の第3節「消費者被害の未然防止及び救済」及び第3章「計画の推進」について説明]

(白石委員長) 第2章第3節及び第3章について、事務局から説明いただいた。
P13の第3節「消費者被害の未然防止及び救済」について、委員の皆様からご意見・ご質問をいただきたい。

それではまず、私から体系に関する提案がある。重点項目「(2)消費者被害救済体制の強化」の中で、「イ 関係機関との連携強化」が独立した推進施策として挙げられているが、「関係機関との連携」という言葉がこれまでも随所

に出てきており、ここだけ別立てにするのは体系として整理できていないように感じる。P 1 6 「ア 消費生活相談体制の強化」の中にも、「⑤関係機関との連携による多重債務者相談の強化」という取り組み内容があり、「ア」と「イ」をわざわざ分ける必要はないのではないか。しかも「イ」の内容もすべて消費生活相談に関することであり、差し支えなければ「ア」と「イ」を一緒にした方が良いと思うが、いかがか。事務局の意見を願う。

(事務局) ご指摘の件について、次回の委員会までに調整し、素案②として提案させていただきます。

(白石委員長) よろしく願う。

その他、「消費者被害の未然防止及び救済」についてご意見はあるか。

(保沢委員 代理 : 間板氏) P 1 8 の「ア 高齢者等への情報提供・啓発の強化」の取り組み内容「①関係機関、団体等との連携による高齢者・障がいのある人への情報提供の実施」について、ここでも「関係機関」とあるが、ここは福祉関係機関という意味合いだと解釈されるが、「関係機関」では幅広い意味合いになってしまうので、「福祉関係機関」という表現が良いと思う。

(白石委員長) 「関係機関」という言葉がいろんなところで、いろんな意味合いで使われており、特に県や警察などを「関係機関」と言っている箇所もある。ここでは完全に福祉関係機関のことを言っているので、「福祉関係機関」という表現が良いと思う。

それから、このところで私の意見を言わせていただくと、「高齢者等への情報提供」とあるが、何についての情報提供か書いていないので、「消費生活情報の提供」とした方が良いのではないか。他のところについては、基本的にはタイトルだけ見れば内容が分かるようになっているので、「消費生活情報」と明確にした方が良いと思う。

(保沢委員 代理 : 間板氏) 追加で説明させていただくが、P 1 8 「イ 高齢者等への見守りの強化」の上から3行目「知的障がいによる判断力低下により」のところを「心身の障がいによって理解力・判断力が低下し、」と赤字で訂正させていただいた。「障がい者」の中には、知的障がい者のほかにも、精神障がい者や身体障がい者の方もいらっしゃる。例えば、精神障がい者の中には統合失調症やうつ病の方、身体障がい者の中には脳梗塞により思考力が低下している方もいらっしゃることから、「知的障がいによる」という限定的な表現ではなく、このような表現が良いと思い、訂正させていただいた。

(白石委員長) 重点項目「(3) 高齢者等への支援の強化」の話があったので、私からも提案させていただきたい。そもそも「高齢者等への支援」という表現がふさわしいのかという疑問がある。ここで言う「支援」とは、あくまで「消費者被害の未然防止及び救済」に関することであり、「支援」と言ってしまうと、全く別の一般的な「支援」という意味合いになってしまうと思うので、表現を検討する必要があると思うが、いかがか。

この点については、検討していただき、また次回審議していただきたい。その他、ご意見はいかがか。

特に「被害救済体制」については、消費生活基本計画の中でも一番大事な部分だと思うが、もしかしたらまだ盛り込まれていない内容もあるかもしれないので、よく精査していただければと思う。

(津野田委員) P13の「3.(1)消費者被害の未然防止の推進」のところで、「推進」とあるが、物事が早く進むように働きかけるという意味である「促進」という表現にした方が良いと思うが、いかがか。

(白石委員長) 言葉のニュアンスの違いかとは思いますが、「未然防止」は早くできるというものでもないと思うので、差し支えなければこのままの表現でよろしいか。

(津野田委員) 了解した。

(白石委員長) その他に、ご意見はないか。よろしいか。

今回は素案を十分にお読みいただく時間がなかったかと思うので、また改めてこの素案を読んでいただきたい。さらに今回の意見を踏まえた素案が次回までに出されると思うので、それもお読みいただいた上で、修正すべき点があれば、次回の委員会でもたお話しいただきたい。

それでは、第2章第3節及び第3章についての検討は終わりにする。

(3) その他

(白石委員長) その他について、委員の皆さまからご意見・ご質問はあるか。よろしいか。それでは、最後に、事務局から次回会議の日程等についてご説明願う。

(事務局) 本日の会議録については、調整が済み次第、委員の皆様にお送りしてご確認いただき、皆様からいただいたご意見を基に修正したものを、次回の会議時に承認を得たいと考えているので、よろしくお願ひしたい。

次回の会議は11月2日(月)の午後2時から、ゆうゆう館会議室での開催を予定している。確定次第、委員の皆様にお知らせするので、よろしくお願ひしたい。

(白石委員長) これで本日の議事はすべて終了した。次回の委員会までに、また新たに素案が送られてくると思うので、よく読んでいただきたい。下野市の消費者行政の中心となる計画であるので、細かい表現等を含めて検討いただければと思う。

それでは、進行を事務局へお返しする。

○閉会

(事務局) 以上をもって第2回下野市消費生活検討委員会を閉会する。

以上